

平成30年度保育料月額表(標準時間認定)について(お知らせ)

保育料月額表は、下記のとおりです。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第 1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	
第 2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	7,000 (0) (0)	5,000 (0) (0)	5,000 (0) (0)	
第 3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	15,000 (7,500) (0)	13,000 (6,500) (0)	13,000 (6,500) (0)	
第 4		48,600円未満	23,000 (11,500) (0)	21,000 (10,500) (0)	21,000 (10,500) (0)
第 5		48,600円以上 97,000円未満	30,000 (15,000) (0)	26,000 (13,000) (0)	23,000 (11,500) (0)
第 6		97,000円以上 120,000円未満	36,000 (18,000) (0)	28,000 (14,000) (0)	24,000 (12,000) (0)
第 7		120,000円以上 169,000円未満	44,000 (22,000) (0)	29,000 (14,500) (0)	25,000 (12,500) (0)
第 8		169,000円以上 190,000円未満	50,000 (25,000) (0)	29,000 (14,500) (0)	25,000 (12,500) (0)
第 9		190,000円以上 301,000円未満	55,000 (27,500) (0)	29,000 (14,500) (0)	25,000 (12,500) (0)
第 10		301,000円以上 320,000円未満	63,000 (31,500) (0)	30,000 (15,000) (0)	26,000 (13,000) (0)
第 11		320,000円以上 397,000円未満	65,000 (32,500) (0)	30,000 (15,000) (0)	26,000 (13,000) (0)
第 11		397,000円以上	65,000 (32,500) (0)	30,000 (15,000) (0)	26,000 (13,000) (0)

＜多子軽減の保育料＞：平成28年4月より適用

・第2、第3、第4階層のうち市町村民税が、57,700円未満の世帯については、支給認定保護者と生計が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、保育料額を決定する。

＜ひとり親家庭等の保育料＞：平成29年4月より適用

・児童の属する世帯が第2、第3、第4階層のうち市町村民税が、77,101円未満に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯等は、世帯が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、下記の表を月額保育料とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 2-1	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	0	0	0
第 3-1	第1階層及び第2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	7,000 (0) (0)	6,000 (0) (0)	6,000 (0) (0)
第 4-1		48,600円以上 77,101円未満	9,000 (0) (0)	6,000 (0) (0)

・保育料月額表の()内の金額は、第4階層(うち市町村民税57,700円以上)から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合の2人目以降の児童に適用される金額です。

※算定方法については、次により算定します。

○2人目の保育料＝当該児童の保育料×1/2 ○3人目以降の保育料＝0

○兄弟姉妹数は、年齢が高い順に数え、算定します。(※保育所等に在籍している児童のみ)

(例)5歳(保育所)、3歳(保育所)、1歳(保育所)の3人の児童が入所している市町村民税所得割額が1.0万円で第5階層の世帯の場合

○5歳 23,000円 3歳 26,000円×1/2=13,000円 1歳0円 計 36,000円 となります。

・同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が1.0万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。

・保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。

・保育料の決定について!!(毎年9月が保育料の切り替え時期です。)

平成30年4月分から8月分は、平成29年度の市町村民税の金額により決定し、平成30年9月分から平成31年3月分は、平成30年度の市町村民税の金額により決定します。

問合せ先：香芝市役所 こども課 Tel(76-2001)